

専門研修プログラム（運動器障害系コース）評価項目

（経験すべき病態・疾患と理学療法または作業療法）

研修生氏名 _____ 指導責任者氏名 _____ 提出日 _____

専門研修プログラム評価項目（経験すべき病態・疾患と理学療法または作業療法）

研修の目的は、疾病と病態に応じた専門的検査所見に基づいた身体機能評価及びそれに対応する専門的理学療法または専門的作業療法を的確に行う能力を獲得することにある。

必修項目：別に定める疾患、症例における検査測定評価、治療方針について年間3症例のレポート提出

【専門研修プログラム 運動器障害系コース】

1 医療面接

患者・家族との信頼関係を構築し、理学療法評価または作業療法評価及び理学療法・作業療法に必要な情報が得られるような医療面接を実施するために、

	指導者評価		
	A	B	C
1) 医療面接におけるコミュニケーションの持つ意義を理解し、コミュニケーションスキルを身に付け、理学療法評価及び作業療法評価に必要な情報の聴取と記録ができる。			

2 検査測定と評価

病態の正確な把握ができるよう、全身にわたる理学療法評価または作業療法評価を系統的に実施し、記載するために、

	指導者評価		
	A	B	C
1) 運動器障害にかかわる形態測定、関節可動域及び筋力の機能評価ができる。			
2) 運動器障害にかかわる反射・感覚検査、協調性検査、バランス検査等の神経学的検査ができ、記載できる。			
3) 運動器障害にかかわる画像検査、生理検査の結果を読み取ることができる。			
4) 担当症例の外科的治療等、医師が行う治療の目標、内容を把握し、読み取ることができる。			
5) 骨折症例における検査測定及びリハビリテーションプログラムの立案ができる。			
6) 四肢関節・靭帯の損傷及び障害症例における検査測定及びリハビリテーションプログラムの立案ができる。			
7) 脊椎・腰部の障害における検査測定及びリハビリテーションプログラムの立案ができる。			

3 治療

	指導者評価		
	A	B	C
1) 運動器障害における関節可動域機能障害及び筋力機能障害に対する理学療法または作業療法ができる。			
2) 運動器障害における協調性機能障害、バランス機能障害に対する理学療法または作業療法ができる。			
3) 担当症例の外科的治療のリスク管理を確保した理学療法または作業療法ができる。			
4) 骨折症例における理学療法または作業療法ができる。			
5) 四肢関節・靭帯の損傷及び障害症例における理学療法または作業療法ができる。			
6) 脊椎・腰部の障害における理学療法または作業療法ができる。			